

お客さま各位

令和8年7月

コザ信用金庫

投資信託「非課税口座約款」の変更に関するお知らせ

平素は、格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回、当金庫取扱投資信託にかかる「非課税口座約款」につきまして、下記の通り変更がございますのでお知らせ致します。

記

1. 対象約款

非課税口座約款

2. 変更趣旨

“つみたてNISA”など旧制度からの移行等に伴う文言の変更および削除
なお、詳細については、添付の『「非課税口座約款」新旧対照表（別紙）』をご確認下さい。

3. 改正日

令和8年7月6日（月）

以 上

【お問い合わせ先】

コザ信用金庫 総合企画部推進担当 稲福

TEL: 098-932-4711



地元と ともに

コザ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/kozashinkin/>



「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

(網掛部分変更)

旧	新
1. (同右) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を	1. (略) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」(追加)が提出される場合において、当該廃止通知書の交付(追加)の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書(追加)を受理することができません。	行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座



「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
(同右) (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(6) (同右) ＜税務署から非課税口座の開設ができる旨の通知があるまでは、顧客から買付申込等を受け付けない場合、以下を記載。＞ (7) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み	を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (略) (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(6) (略) ＜税務署から非課税口座の開設ができる旨の通知があるまでは、顧客から買付申込等を受け付けない場合、以下を記載。＞ (7) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に(削除)特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたし

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
等を受け付けないことといたします。 ＜非課税口座の開設後、税務署での確認結果を待たずに、即日で顧客から買付申込等を受け付ける場合、以下を記載。＞ (7)①～② (同右) ③ 非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。 ※ つみたて NISA または つみたて投資枠における取引がなかったものとされた際に購入時に遡って購入時手数料を徴収する場合に記載（徴収しない場合は記載不要）。また、普通預金払戻請求書等の提出を受けるか否かによって、以下を選択する。 【つみたて NISA または つみたて投資枠における取引がなかったものとされ、購入時手数料を購入時に遡って徴収し、普通預金払戻請求書等の提出を受けない場合】 ④ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた 累積投資勘定 また	ます。 ＜非課税口座の開設後、税務署での確認結果を待たずに、即日で顧客から買付申込等を受け付ける場合、以下を記載。＞ (7)①～② (略) ③ 非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。 ※ (削除) つみたて投資枠における取引がなかったものとされた際に購入時に遡って購入時手数料を徴収する場合に記載（徴収しない場合は記載不要）。また、普通預金払戻請求書等の提出を受けるか否かによって、以下を選択する。 【(削除) つみたて投資枠における取引がなかったものとされ、購入時手数料を購入時に遡って徴収し、普通預金払戻請求書等の提出を受けない場合】 ④ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた (削除) 特定累積投

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
は特定累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。 【つみたて NISA または つみたて投資枠における取引がなかったものとされ、購入時手数料を購入時に遡って徴収し、普通預金払戻請求書等の提出を受ける場合】 ④ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた累積投資勘定または特定累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を当金庫所定の方法により徴収させていただく場合があります。 ＜非課税口座の開設後、税務署での確認結果を待たずに、即日で顧客から買付申込等を受け付ける場合で、投信インターネットサービスを利用している金庫の場合は以下を記載。利用していない金庫は記載不要。＞ (8) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または	資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。 【(削除) つみたて投資枠における取引がなかったものとされ、購入時手数料を購入時に遡って徴収し、普通預金払戻請求書等の提出を受ける場合】 ④ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた(削除) 特定累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を当金庫所定の方法により徴収させていただく場合があります。 ＜非課税口座の開設後、税務署での確認結果を待たずに、即日で顧客から買付申込等を受け付ける場合で、投信インターネットサービスを利用している金庫の場合は以下を記載。利用していない金庫は記載不要。＞ (8) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に(削除) 特定累積投資勘定および特定

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日までは、当該非課税口座に係る投信インターネットサービスの利用（投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等）はできません。 くつみたて投資枠を利用しない場合は以下を記載。つみたて投資枠を利用する場合は記載不要。＞ (9) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、申込者から特定累積投資勘定での投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。 く税務署から特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があるまでは、顧客から買付申込等を受け付けない場合、以下を記載。＞ (10) 2028 年 1 月 1 日以後、当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」に加えて	非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日までは、当該非課税口座に係る投信インターネットサービスの利用（投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等）はできません。 くつみたて投資枠を利用しない場合は以下を記載。つみたて投資枠を利用する場合は記載不要。＞ (9) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に（削除）特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、申込者から特定累積投資勘定での投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。 く税務署から特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があるまでは、顧客から買付申込等を受け付けない場合、以下を記載。＞ (10) 2028 年 10 月 1 日以後、当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」に加え

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当金庫は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。 ※本条の太下線部分の記載は、2024 年以後に改訂する約款においては記載不要。 3. 非課税管理勘定の設定 (1) (同右) (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申	て「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。 (削除) 3. 非課税管理勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 (同右) 3の2．累積投資勘定の設定 (1) (同右) (2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の3．特定累積投資勘定の設定 (1) (同右)	込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 (略) 3の2．累積投資勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、または「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の3．特定累積投資勘定の設定 (1) (略)

「非課税口座約款」新旧対照表 （別紙）

旧	新
(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の4.（同右） 4. ～5の3.（同右） 5の4. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座	(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の4.（略） 4. ～5の3.（略） 5の4. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① (同右) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、(追加) 次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。 ①～② (同右) 6. 非課税口座を通じた取引 (1)～(3) (同右) (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。2024 年以降の定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、2023 年●月●日までに当金庫へお申し出ください。	帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①(削除)に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① (略) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる投資信託で 次の各号に定めるものを受け入れることができません。 ①～② (略) 6. 非課税口座を通じた取引 (1)～(3) (略) (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。(削除) 定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、(削除) 当金庫へお申し出ください。

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
①～② (同右) 【6. (4)における注意点】 波線部分は、手続きに要する期間に応じて、各金庫で期限日を設定してください。 定時定額購入取引の変更および中止の手続きは、次回引落指定日の7営業日前まで可能です。 なお、網掛け部分は、2024 年以後に改訂する約款においては記載不要です。 7. (同右) 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(3) (同右) (4) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に	①～② (略) 【6. (4)における注意点】 波線部分は、手続きに要する期間に応じて、各金庫で期限日を設定してください。 定時定額購入取引の変更および中止の手続きは、次回引落指定日の7営業日前まで可能です。 (削除) 7. (略) 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(3) (略) (4) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 1 1. (同右) 1 2. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。 【1 2における注意点①】	受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 1 1. (略) (削除)



「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
二重下線部分は、自金庫における手続きに要する期間を勘案のうえ、期限日を別途設定してください。 【12における注意点②】 波線部分は、各金庫で任意の掲示方法を設定してください。例えば、営業所に加えてホームページにも期日を掲示する場合は「当金庫の営業所およびホームページ等に掲示」と記載してください。また、約款に記載した掲示方法が適切に実施されていることを証明するため、掲示開始日および終了日の証跡を残す必要があると考えられます。方法として、掲示期間を証明する管理簿を作成のうえ、履歴を残す等が考えられます。 なお、掲示を行わない場合、期日を直接記載する方法も考えられます。 ※本条は、2024 年以後に改訂する約款においては記載不要。 13. 届出事項の変更 (同右) 14. 契約の終了 (同右)	12. 届出事項の変更 (略) 13. 契約の終了 (略)

「非課税口座約款」新旧対照表 (別紙)

旧	新
15. 免責事項 申込者が上記 13. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。 16. 合意管轄 (同右) 17. 個人番号未告知口座の取扱い (同右) 【17 における注意点】 (同右) 18. 約款の変更 (同右) 以 上	14. 免責事項 申込者が上記 12. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。 15. 合意管轄 (略) 16. 個人番号未告知口座の取扱い (略) 【16 における注意点】 (略) 17. 約款の変更 (略) 以 上